

令和7年度 大阪市幼稚園（特定教育・保育施設を除く）の無償化に係る指導監査実施計画

大阪市幼稚園（特定教育・保育施設を除く）の無償化に係る指導監査要綱（令和3年7月16日制定）第3条第2項の規定に基づき、令和7年度の指導監査実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

対象となる幼稚園に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、本市における施設等利用費の支給事務の適正性の確保が図られるよう指導監査を実施する。

2 対象施設

本市が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項の規定により確認する法第7条第10項第2号に規定する幼稚園（法27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く）（以下「対象施設」という。）のうち本市が選定した施設。

3 実施期間

(1) 指導

ア 集団指導 新規届出施設については随時実施する。
制度改正や指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施する。

イ 実地指導 令和7年6月から令和8年3月までに実施する。

(2) 監査 必要に応じて随時実施する。

4 実地指導における評価基準

運営基準第53条から第61条による。

5 重点事項

(1) 集団指導

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の制度概要と遵守すべき運営基準について、周知徹底を図る。

(2) 実地指導

施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、対象施設における保育料等の入金状況、入金に係る帳簿等の整備状況、保護者に発行した証明書の内容等を中心に確認・指導する。

6 公表

要綱第14条第1項の規定に基づき、指導監査の結果及び改善状況等について本市ホームページにおいて公表する。